

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する
日出町の方針

～子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

令和8年9月

日出町教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
I 部活動改革の基本的な考え方・方向性・・・・・・・・	4
1 改革の理念	
2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）	
3 改革の方向性	
（１）基本的方針	
（２）改革期間及び取組方針（休日・平日）	
（３）留意事項	
II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度・・・・・・・・	6
1 地域クラブ活動の在り方	
2 地域クラブ活動に関する認定制度	
（１）趣旨	
（２）認定の効果	
（３）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）	
（４）認定されていない地域クラブ活動の取扱い	
III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応・・・・・・・・	8
1 推進体制の整備	
（１）体制整備	
（２）国・大分県・町・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担	
（３）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	
（４）関係団体等・大学・民間企業との連携	
2 各種課題への対応	
（１）運営団体・実施主体の整備等	
（２）指導者の確保・育成	
（３）活動場所の確保	
（４）活動場所への移動手段の確保	
（５）生徒の安全・安心の確保	
（６）障がいのある生徒の活動機会の確保	
3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進	

IV	学校部活動の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1	適切な運営のための体制整備	
（1）	学校部活動に関する方針の策定等	
（2）	指導・運営に係る体制の構築	
2	適切な指導及び安全・安心の確保	
（1）	暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	
（2）	合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	
（3）	競技ごとの指導手引きの普及・活用	
3	適切な活動時間・休養日等の設定	
4	生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
V	大会・コンクールの在り方・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1	生徒の大会等の参加機会の確保	
2	大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
（1）	大会等への参加の引率	
（2）	大会等の運営への従事	
3	生徒の大会等の安全確保	
4	大会等の在り方	
VI	関連する制度の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・	15
1	教師等の兼職兼業	
2	教師の人事における学校部活動の指導力の評価等	

はじめに

令和５年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間」（令和５年度～令和７年度）が終了した。

この間、日出町でも令和５年２月に検討委員会を立ち上げ、令和５年７月に実施したアンケート調査結果等を踏まえ、令和６年３月には「日出町学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定した。これまで計８回にわたり検討委員会を重ね、指導者や活動場所の確保、保護者の負担軽減等について全般的な協議を行い、着実に改革を進めてきた。

国においては、令和７年１２月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が新たに策定され、令和８年度からの「改革実行期間」に向けた基本的な考え方や地域クラブ活動の認定制度などが示された。また、これを受けて大分県教育委員会においても、令和８年３月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する大分県の方針」を策定し、国の基準をベースとしつつも、週合計の活動時間内（１１時間以内）であれば平日と休日のバランスを地域の実情に合わせて柔軟に変更できる「県独自の活動時間基準」を設けるなど、持続可能な指導・運営体制の構築に向けた方向性が示されている。

そうした中、中学生世代の人口は更なる減少が続いており、日出町でも、学校部活動を巡る状況は、厳しくなっている。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念される。

本方針は、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、国の示した「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国のガイドラインや大分県の方針に基づき、日出町としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、部活動改革を進める。
- これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。
- 障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する。

1 改革の理念

- 部活動改革に当たっては、教師の勤務実態に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえつつ、学校における働き方改革を推進し、学校教育そのものの質の向上を図る。
- 部活動改革を契機として、中学校等の生徒のみならず、全ての町民のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげる。町におけるスポーツ・文化芸術に関する施策と連動し、計画的に改革を推進する。
- 部活動の地域展開を通じて、子どもから高齢者、障がい者まで、多様な主体の参加・交流を促進する。これにより、活動人口の拡大を図るとともに、町民のウェルビーイングの向上、健康長寿社会の実現、および地域社会の維持・活性化へとつなげていく。

2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

- 部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、下記のとおりである。
なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」ということとする。

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更する ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになる
「地域連携」	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

3 改革の方向性

(1) 基本の方針

日出町が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。

(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）

①改革期間

令和８年度から令和１３年度までの６年間を「改革実行期間」として設定する。

（令和８年度～令和１０年度を「前期」、令和１１年度～令和１３年度を「後期」）

前期の終了時に国の「中間評価」の結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する。

②取組方針

【休日】

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。段階的に地域展開を進め、できる限り前倒しでの実現を目指す。

【平日】

国における「地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証」を踏まえ、各種課題を解決しながら取組を進める。

(3) 留意事項

○学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、町の実情等に応じた改革を進めていく。

○地理的要因や指導者不足といった事情、県及び町の財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにする。デジタル技術の効果的な活用、国・県・町の支え合いによる公的支援、持続可能な運営の観点からの民間企業等との連携や寄附等の活用なども検討していく。

○受益者負担については、県や他市町村の情報を集め、大きなばらつきが出ないようにする。また、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うようにする。

○部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めていくようにする。

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

○地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出していく。

○地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえ、町の実情等に応じた適切な形態等で実施する。

＜学校部活動が担ってきた教育的意義の例＞

○スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育成

○体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成

○自主性、協調性、責任感、連帯感などの育成

○自己の力の確認、努力による達成感、充実感を実感

○互いに競い、励まし、協力する中で友情を深める機会 等

＜地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例＞

○生徒のニーズに応じた多種多様な体験

○生徒の個性・得意分野等の尊重

○学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出

○地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流

○適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導

○地域クラブ活動の指導者による継続的・一貫的な指導 等

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

○部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドライン及び県の方針により示す認定要件及び認定手続等に基づき、町において認定を行う仕組みを構築する。

○認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

(2) 想定される認定の効果

○生徒・保護者等に対する情報提供

○地域クラブ活動の運営等への公的支援

(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)

○地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の許可

○生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

(交通費・宿泊費の支援や大会参加規程の見直し等)

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - ・活動日等 週2日以上休養日を設定すること。
 - ・活動時間 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- ※休日の活動について、週11時間の範囲内であれば、地域の実情等に応じて2日連続して活動を行うことができる。ただし、生徒の過度な負担とならないよう配慮するとともに、参加については生徒の自主的・自発的なものとなるよう留意すること。
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥適切な運営体制が確保されていること
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること

【認定手続等】

- 地域クラブ活動の運営団体及び実施主体が、町に申請書を提出する。町は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を行う。
- 認定の有効期間は、3年間とする。
- 町は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを行う。

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

- 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することとする。
- 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底する。

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 体制整備

- 町では、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていく。
- 町の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備していく。
- 町は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知していく。

(2) 国・県・町・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

国	・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施 ・周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施
県	・広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町村等に対するきめ細かな支援を実施 ・一つの市町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施
町	・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展+新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧の実施
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施 ・「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有する。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図る。
- 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行う。
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行う。

(4) 関係団体等・大学・民間企業との連携

- 部活動改革を円滑に進めるため、日出町では、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むようにする。
- その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であるため、各種の資源等を有する関係団体等、大学、民間企業の協力を得るようにする。
- 関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどを導入し、より充実した活動となるようにする。
- 持続的な形で連携・協働を推進するため、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにする。

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、町による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行う。町は運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行う。
- 特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進める。

(2) 指導者の確保・育成

- 地域クラブ活動を円滑に実施するため、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保する。
- 部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があるため、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者を確保する。
- 指導者の確保に当たっては、大分県地域クラブ活動等指導者人材バンク（クラサポおおいた）及び日出町人材バンクを通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業も進めていく。

(3) 活動場所の確保

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していく。

○今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組む。

○その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにする。

また、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていく。

(4) 活動場所への移動手段の確保

○地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要である。その際、障がいのある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応を検討していく。

○活動場所への移動手段の確保については、地域公共交通との連携等の観点から、交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することも検討していく。

○教育・スポーツ・文化分野以外でも、介護・福祉分野や医療分野などの移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも検討していく。

(5) 生徒の安全・安心の確保

○地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する。

○基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国が作成する指導の手引き等を踏まえ、県及び町や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めていく。

○町や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行う。

○怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底する。

(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保

- 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくため、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めていく。
- 指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開する。
- 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障がいの状態、特性等への理解、学校側の協力等についての連携を行う。

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

- 部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行う。その際、特に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備する。
- アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させる。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努める。
- 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるよう、県及び町、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供する。その際、確実かつ円滑な情報提供等を行うため、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応する。
- 地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合っ決めて、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげる。
- そうした参画により、生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域クラブ活動の運営に携わることにつながり、人材の好循環が生まれるようにする。

IV 学校部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 教育委員会、校長は、それぞれ、県及び町の方針等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定する。
- 校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行う。
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う。
- 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意する。
- 教育委員会は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施する。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。
- 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。
- 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施する。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点等を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進する。

(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

○中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進する。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【活動日等】平日は2時間程度、週4日以内とする。

※休日の活動については、地域への移行が完了するまでの間、休日1日の活動を可能とする。ただし、部活動指導員等の活用を積極的に行う。

※休日の活動時間は、3時間程度以内とし、平日と合わせて週当たり11時間程度の範囲内とする。

※できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

【その他】長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定する。

※週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教師に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり2日以上の休養日を設けたうえで、平日の活動を週3日以内に抑え、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能とする。

※活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村等共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

※マルチスポーツ等により多くの種目において活動する場合の活動時間は生徒にとって過重な負担とならない程度とする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

○性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備する。

○部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにする。

V 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進するよう大会主催者に依頼する。特に、認定地域クラブ活動については、円滑な参加に向けた環境を確保するよう努める。
- 大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等については、「日出町スポーツ・文化振興補助金交付要綱」に則り、学校部活動及び地域クラブ活動に対して支援を実施する。
- 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

（1）大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則としつつ、やむを得ず教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮する。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担う。
- 上記の対応を促進するため、県・市町村・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施するよう依頼する。

（2）大会等の運営への従事

- 大会等の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進する。併せて、大会等の主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討するよう依頼する。
- 大会等の運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を行う。

3 生徒の大会等の安全確保

- 生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施する。

4 大会等の在り方

- 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直す。
- 生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障がいの有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施する。

VI 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

- 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、関係規定の整備を行う。
- 認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、町等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、許可を行うこととする。
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教師等）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備する。
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に行う。
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施する。
- 教師等が兼職兼業に従事を希望する地域クラブ活動の所在市町村と、勤務校の所在市町村が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等と適切に連携を行う。

2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

- 教育委員会は、部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意する。
- 校長は、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師への部活動指導に関する配慮を行う